

---

# アムネスティ・インターナショナル

---

## 中国

- オリンピックへのカウントダウン - 守られない人権保護の約束 -

日本語訳

(英文オリジナルタイトル: The Olympics countdown : failing to keep human rights promises)



2006年9月21日

AI INDEX: ASA 17/046/2006

アムネスティ・インターナショナル国際事務局 1 Easton Street, London WC1X 8DJ, United Kingdom

アムネスティ・インターナショナル日本 101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2 共同ビル 4F

---

## 中華人民共和国

### オリンピックへのカウントダウン—守られない人権保護の約束

#### はじめに

北京オリンピックまであと2年となっているが、2001年4月のオリンピックで北京開催が決定した際に示された人権への取組みに中国当局は失敗している。深刻な人権侵害が中国全土で報告されており、不安定な状態や不満が広がっている。草の根の人権活動家らの拘留や投獄が続いており、当局によるメディアやインターネットへの規制が強まっている。

死刑適用との関連で、立法や裁判における前向きな変化が見られる一方、「労働による再教育」（労働教養）や虐待的な行政拘禁など他の刑罰では、進展は失速しているようだ。

この報告書は、アムネスティ・インターナショナルによる数多くの中国における人権への懸念を要約したものである。懸念とは、オリンピックに向けて急がれる改革の重点分野としてアムネスティが強調し続ける事項で、具体的には、死刑適用の存続、虐待的な行政拘禁、恣意的な拘禁・投獄・拷問・ジャーナリストや弁護士を含む人権擁護活動家への圧力、インターネットの検閲である。これら全ての分野での積極的な改革は、中国が人権改善の約束を果たす上で不可欠であるとアムネスティは考える。

各章にはオリンピックに向けて急がれる重要かつ具体的な施策とアムネスティが考える勧告が、報告の最後にある。これらの勧告は、中国の人権改革についてのアムネスティの広範な課題の中核となるものである。

#### 「人間の尊厳の保持」と死刑

「オリンピズムの目標は、あらゆる場でスポーツを人間の調和のとれた発育に役立てることにある。またその目的は、人間の尊厳を保つことに重きを置く平和な社会の確立を奨励することにある。」—オリンピック憲章、オリンピズムの根本原則より<sup>2</sup>

中国の刑法において、強盗、レイプ、殺人といった暴力犯罪を含むおよそ68の罪状に死刑は適

---

<sup>1</sup> 例として、2001年4月に北京2008年招致委員会副会長、劉敬民 [りゅうけいみん、Liu Jingmin] は「オリンピックのホスト国になることで人権の発展にも貢献する」と述べた。

(<http://www.gamesbids.com/cgi-bin/news/viewnews.cgi?category=5&id=988126264&pf=1>); in May 2001, the Mayor of Beijing, 劉淇 [りゅういき、Liu Qi] pledged that by hosting the games, "social progress and economic development" in China and Beijing would move forward, as would China's human rights situation,' Agence France Presse (AFP), 14 July 2001. 詳細はアムネスティ報告書「People's Republic of China: The Olympics countdown – three years of human rights reform?」2005年8月(AI Index: ASA 17/021/2005)を参照。

<sup>2</sup> 原文は : [http://multimedia.olympic.org/pdf/en\\_report\\_122.pdf](http://multimedia.olympic.org/pdf/en_report_122.pdf)

用可能である。また、経済的犯罪（例えば、脱税や横領）や麻薬関連犯罪など一部の非暴力犯罪に、その状況が「深刻な」場合に適用可能である。生きる権利の侵害、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いの禁止において、死刑は基本的に、オリンピック憲章の根本にある「人間の尊厳の保持」を侵害する。中国における死刑制度全体および死刑監房に拘留されている死刑囚の処遇の双方に懸念がある。

北京を含む中国全土で、死刑囚は依然として手錠と足鎖をつけられている。拷問に関する国連特別報告官は 2005 年 11 月に中国を訪れた際、北京拘置所で控訴中の死刑囚に面会した。報告官は、死刑囚が「手錠とおよそ 3 キロもの鉄の足鎖を、毎日 24 時間いかなる時（食事中、トイレに行く時も含む）でもつけている」<sup>3</sup>と記した。拘置所職員は、職員の安全、他の囚人の安全、逃亡防止、自殺防止のためにこのような行為は必要な手段である、と主張したという。拷問に関する特別報告官は、「死刑囚への手錠と足鎖の継続使用は、正当性のない余計な刑罰の強要で、非常な苦痛を与え、拷問に等しい」と結論した。報告官はこのような行為は廃止すべきであると勧告した。

死刑囚は、通常は後頭部への銃撃と薬物注射（増加している）により処刑されている。1996 年の刑事訴訟法改正で薬物注射が導入されて以来、何十台もの死刑執行車が生産され使用されている。銃殺と薬物注射の正確な比率は不明であるが、中国の法専門家の中には薬物注射が今では死刑執行全体の 40% を占めると推定する者もいる<sup>4</sup>。薬物注射に使用される薬物（意識をなくす酢酸チオペンタール、呼吸を止める筋肉弛緩剤、心臓を止める塩化カリウム）は、北京でのみ生産され、地方当局者は自費で首都まで入手に向いているという<sup>5</sup>。

薬物注射により刑罰の残虐性は軽減されず、死刑執行への医療関係者の関与は国際的な医学倫理に反する<sup>6</sup>。薬物注射の利用により処刑された囚人からの臓器摘出を容易にすることもアムネスティは懸念している。2005 年 7 月の生体移植国際会議で、黄潔夫 [こうけつふ、Huang Jiefu] 衛生部副部長は中国で移植に使われる臓器の多くが死刑囚のものであることを認めた<sup>7</sup>。2006 年 3 月、移植臓器の 99% に達している可能性があるとして中国の移植専門家は推測している<sup>8</sup>。臓器移植

---

<sup>3</sup> Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Manfred Nowak – Mission to China, 10 March 2006, UN Doc. E/CN.4/2006/6/Add.6

<sup>4</sup> "China makes ultimate punishment mobile", USA Today, 14 June 2006 を参照。

<sup>5</sup> 同上。

<sup>6</sup> 詳細な情報は： Amnesty International: Lethal Injection: The medical technology of execution, January 1998 (AI Index: ACT 50/001/1998)。アップデート版は, September 1999 (AI Index: ACT 50/008/1999)。

<sup>7</sup> "Accelerating the regulation of organ transplants" [器官移植 : 加快規制的地帯] 『財經雜誌』 [Caijing Magazine], 28 November 2005, pp.118-120. を参照。

<sup>8</sup> "Top surgeon says he has seen only 20 cases of voluntary donation," South China Morning Post, 1 April 2006. 最近では拘留中に死亡した多くの法輪功修練者も臓器を摘出されているとの疑惑がある。しかし、アムネスティはこれらの報告について調査中であるが、立証には至っていない。

を求める外国人顧客を対象にしている中国の移植ウェブサイトもこのような実態を反映している。例えば、北京拠点のウェブサイト **Bek-Transplant.com** では、「よくある質問」のコーナーで、臓器は「中国で処刑された人びと」から摘出されていることを公に認めている<sup>9</sup>。

死刑囚からの臓器の移植について、中国の移植外科医の一部からは関与に戸惑う声もある。最近 **2006年4月** に発表された記事によれば、ある（匿名の）中国の外科医は次のように述べている：

「裁判所の許可が下りれば、医師は処刑場に行き、無菌仕様の小型トラックで待ち、処刑後すぐに臓器を入手できる。多くの場合、囚人は処刑直後に死亡しないため、このような経験は、多くの外科医にとって厳しい倫理的、精神的な衝撃となるが、新鮮さが要求されるため外科医は臓器を摘出するために素早く行動しなければならない。ある程度は、医師は処刑の一部である。これは多くの若い医師には認め難いことであるが、もし臓器移植したいのであれば、現実を受け入れるしかない。<sup>10</sup>」

特に中国で保健医療が商業化されて以来、臓器移植は非常に儲かるビジネスとなっている。このような取引が利益をもたらす可能性は、警察や裁判所、病院における広範な汚職とあいまって濫用を誘引しているとの深刻な懸念がある。また死刑存置の経済的理由のひとつにもなっているだろう。

**2006年3月28日**、中国の衛生部は**2006年7月1日**より施行される臓器移植に関する新規則を発表した<sup>11</sup>。その規制は、臓器の売買を禁止し、提供者が書面で同意した時のみ臓器摘出可能としている。しかし、医療専門家は問題の本質を捉えていないと批判している。例えば、臓器移植の専門家で規則の起草に関わったという陳忠華[ちんちゅうか、**Chen Zhonghua**]教授は、生きている提供者からの移植に関する指針しか示しておらず、臓器の出所等に関する重要な問題には対処していない、と述べている<sup>12</sup>。どのようにこの規則が実施されるかも不明確である。国際的な医療基準は、臓器移植は「自発的」で「自由で十分に情報を得た上での」提供者の同意によってのみ行われるべきとしている。差し迫った死刑の苦痛やトラウマに直面している死刑囚は、このような同意ができる状態にないとアムネ스티は考える。さらに、中国の死刑適用にまつわる秘密主義は、このような同意があったかを立証することを難しくしている。

死刑の過程における不透明性は、中国で毎年、死刑を宣告され、執行されている人数を当局が非公開にしている事にも反映されている。中国政府は、死刑宣告や執行の公式な統計を發

---

<sup>9</sup> [www.bek-transplant.com](http://www.bek-transplant.com)

<sup>10</sup> South China Morning Post, 1 April 2006, 同上。

<sup>11</sup> "Temporary regulations on the administration and clinical application of organ transplantation technology [人体器官移植技术临床应用管理暂行规定], 中国語では下記サイトで：

<http://www.mol.org.cn/news/NewsList.asp?newsid=4230&boardid=14>

<sup>12</sup> "New organ transplant rules released", South China Morning Post, 28 March 2006.

表することを拒否している。入手できるデータから、アムネスティは、2005年に少なくとも1770人が死刑執行され、3900人が死刑判決を受けたと推測しているが、実際はより多くの数になると考えられる。2004年3月には、陳仲林〔ちんちゅうりん、Chen Zhonglin〕議員は年間およそ10000人が死刑執行されていると推定している。今年初めには、著名な死刑廃止活動家で刑法学者の劉仁文〔りゅうじんぶん、Liu Renwen〕は地方自治体や裁判官からの情報にもとづき、8000人が死刑執行されたと推定している<sup>13</sup>。

中国で死刑判決を受けた人は、国際人権基準に照らして、公平な裁判を受けていない。裁判での欠陥としては：弁護士への早急なアクセスが不十分、無罪推定がない、司法に政治が介入すること、拷問によって得た証拠を採用しない等である。最近中国の報道で報告されている多くのケースは、広く行われている警察の拷問により得られた自白で無実の人びとが死に至っていることを明らかにしている：

聶樹斌〔じょうじゅひん、Nie Shubin〕は中国北部の農民で1995年に、地元の女性を強かんし殺害したとして死刑になった。彼は、警察で拘留中に拷問を受けたという。2005年、他の事件で逮捕された容疑者がこの事件と全く同じ事件を犯したと自白し、事件の状況を詳細に述べたのである。司法当局はまちがいであった事を認め、聶樹斌の家族に公的な賠償を求めるよう指示した。

佘祥林〔しゃしょうりん、She Xianglin〕、滕興善〔とうこうぜん、Teng Xingshan〕は、1994年と1987年にそれぞれ妻を殺害したとして起訴された。警察による尋問で激しい拷問を受けて自白したと主張し無罪を訴えたが、死刑判決を受けた。2005年の4月と6月に、それぞれの事件で真犯人が現れた。再審後、佘祥林は懲役15年に減刑された。11年の服役後、2005年4月1日に、全ての容疑が公的に無実となり、釈放された。彼と彼の家族は、45万元（およそ5万5500ドル）の賠償をうけた。しかし、滕興善は1989年に死刑執行された。

このような事件に対する一般市民の懸念が、死刑制度の改善、特に死刑囚が直面する裁判の質の向上に対する運動を加速させた。2005年10月に、最高人民法院（SPC）は、多くの場合は下級の裁判所に委任されていた役割である国内の全ての死刑判決を承認する権限の再開を公式に発表した。中国の司法制度改革派は、これで死刑執行数が20－30%は減る、と予測している<sup>14</sup>。アムネスティもこの改革が、裁判の質を高め、死刑判決や執行の数の著しい減少につながると期待している。

しかし、当局が関係するあらゆる統計資料を非公開としていることが、状況を監視、分析する事を難しくしている。また、最高人民法院が死刑裁判を再審することで国際人権基準を満

---

<sup>13</sup> "China's secret execution rate revealed", Globe and Mail, 28 February 2006.

<sup>14</sup> たとえば、"China plans to use death penalty more sparingly", USA Today, 16 May 2006. を参照。

たすことにつながるともアムネスティは考えない<sup>15</sup>。この改革が中国の死刑制度をさらに強固なものにしてしまう逆効果の可能性もある。

国営通信社の新華社の報道によると、最高人民法院顧問の陳光中[ちんこうちゅう、Chen Guangzhong] は2006年4月に地方の裁判所からくる特定の死刑判決を再審するため、最高人民法院下に刑事裁判所3箇所を新設したと発表した。しかし、その裁判所の裁判官が個々の事例について再審し、最終判断を下す権限はないと述べた<sup>16</sup>。また、いつそのような権限を有するようになるかも述べなかった。北京の社会科学院の刑法の専門家である劉仁文[りゅうじんぶん、Liu Renwen] 教授は、支部は職員数が少ないため全ての死刑事件を処理できず、また下級の裁判所は犯罪抑止力があると考えられるため改革に反対する、と述べたことがある<sup>17</sup>。

2006年6月に最高人民法院の副院長、熊国選[ゆうこくせん、Xiong Xuanguo] は下級の裁判所からすでに30人の判事を最高人民法院での死刑事件再審のために選定したと発表した。すでに3か月の研修を終えたが正式に任務に就くにはさらに一年の試用期間が必要とのことである。副院長はさらに死刑再審の上級判事として働くための「強固な政治的資質と責任感を兼ね備えた」弁護士と法学の教育者を採用する準備を裁判所が行っているとも付け加えた<sup>18</sup>。同月に弁護士会に送付された内部の通達では、最高人民法院が優れた刑事弁護士を20名を裁判長として求人していたことが確認された<sup>19</sup>。他の報告によると最高人民法院は下級の裁判所で死刑再審の研修のために最近修士課程を卒業した学生を19人採用したという。彼らは現在四川、広東、江蘇、山東の下級裁判所で研修中で、今年末には最高人民法院に赴任するという<sup>20</sup>。

ここ数ヶ月の間に、これらと類似したその他の改善策が中国の国営通信社により明らかになった。2006年3月には最高人民法院院長の蕭揚[しょうよう、Xiao Yang] は、2006年7月1日から死刑判決の控訴審(すなわち死刑判決の上訴)はすべて公開裁判で行われることになると発表した。最高人民法院の他の当局関係者は、これらの改善案は「人権擁護の強化」につながり「死刑判決事件の誤審防止のための手続き保証」の役目を果たすといっている<sup>21</sup>。過去には、死刑判決の上告は単にその事件に関する資料の再調査のみが主であり、被告または弁護士が法廷

---

<sup>15</sup> たとえば、2003年12月、裕福な実業家の劉湧[りゅうゆう、Liu Yong] は暴力的なギャング活動と不正に関与したとの容疑(警察が拷問により得た自白にもとづき)が最高人民法院により支持された。下級の裁判所では拷問の訴えを認め死刑判決を減刑したが、その後最高人民法院はこれが劉湧の処刑を回避する理由にあたらないとした。彼は裁判所近くで死刑執行車内で薬物注射により処刑された。

<sup>16</sup> "China's Supreme Court tribunals begin to review death penalty cases", 新華社, 3 April 2006.

<sup>17</sup> "China to open more death penalty cases to public", Reuters, 27 February 2006.

<sup>18</sup> "China's Supreme Court to hire lawyers, teachers for death penalty reviews", 新華社, 30 June 2006.

<sup>19</sup> "Top Court recruiting lawyers to act as judges", South China Morning Post, 15 June 2006

<sup>20</sup> 「高法各地加緊選調“生死法官”」"Gaofa gedi jiajin xuandiao 'shengsi faguan'" ("SPC accelerates selection of 'life and death judges' from various regions"), <http://www.people.com.cn/GB/paper447/17235/1510587.html>

<sup>21</sup> "China reforms death penalty trials in 2006 – chief justice", 新華社 11 March 2006.

に出頭する機会はなかった<sup>22</sup>。

公開裁判は、北京、上海、天津、海南、青海などの中国のいくつかの地域においてはこの決定より以前に、すでに標準的手続きとなっている。したがって、この改善策の効果は、公開裁判が全国的な標準手続きとなるといえる。浙江、内モンゴル、黒竜江を含むいくつかの省と地方では現在、死刑控訴審を公開裁判で行っていると中国のマスコミ報道は語っている。

アムネスティは中国におけるこの死刑の制度改善と審理の質の向上への動きを歓迎し、これにより死刑執行と誤審の減少につながることを期待している。この目的を達成するためにアムネスティは中国当局に、最高人民法院によるすべての死刑判決の再審をできるだけ早く復活させるように要請した。また一方、制度改善が期待通りに死刑執行数の減少につながったかを究明するため、これらの政策には死刑判決と死刑執行についての国家統計（過去の統計値を含む）の全面的な透明性が伴うべきである。

アムネスティは、刑法により死刑が適用される犯罪の数を削減し、死刑廃止に向けたさらなる対策を講じるよう中国当局に要請している。この件に関連して、湖南高級人民法院の院長である江必新[こうひつしん、**Jiang Bixin**]が、横領や収賄といった経済的犯罪への死刑を徐々に廃止することを提唱して 2006 年 3 月に中国の全国人民代表大会(全人代、NCP)に提出した動議をアムネスティは歓迎している<sup>23</sup>。この提案に対する全人代の公式な反応は不明だが、この動議に関する質問に対して、報道によれば最高人民法院院長、蕭揚は以下のように答えている：

「この提案は現在の中国の状況にそぐわない；死刑廃止は不可能である。死刑廃止に関連した条項は中国の現行の法規には存在しない。中国の刑法で死刑は存置されるべきと明確に規定している。しかし人権を守ることを考慮し、我々はこの規定の適用については慎重にすべきである。<sup>24</sup>」

この文脈からアムネスティは、ある種の経済的犯罪の刑罰で死刑適用を除外した以前の刑法改正に注目するが、その適用範囲を拡大させているのが最近の傾向である。このような表明は、死刑廃止を最終目標として中国との人権対話を支援している国ぐにの政府を含む国際社会で中国当局が保証した確約に逆行するものである。

オリンピックに向けて人権を改善するという公約に従い、2008 年 8 月までに死刑廃止

---

<sup>22</sup> 中国の死刑裁判過程の詳細については、Amnesty International, People's Republic of China: Executed 'according to law'?" (AI Index: ASA 17/003/2004)を参照。

<sup>23</sup> "China's policy is to preserve death penalty", 新華社, 12 March 2006.

<sup>24</sup> "蕭揚[しょうよう、Xiao Yang ]states that it is still not possible to abolish the death penalty, but that it should be used carefully, safeguarding human rights" (肖扬称还不能废除死刑 应该慎用以确保人权), 『中国新聞網』 [Zhongguo Xinwen Wang] ,12 March 2006, available in Chinese at <http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id=198089>.

に向けた迅速かつ具体的な対策を採るようアムネスティは中国当局に引き続き要請する。死刑が他の処罰よりも犯罪抑止効果が高いという実証がない限り、アムネスティは中国当局に対して、死刑の現状を知る一般教育を開始し地域での効果的な犯罪取締り政策を打ちたてる努力に焦点を合わせ直すことを要請する。

## オリンピック治安対策としての「労働を通しての再教育」（「労働教養」RTL）

「オリンピック開催が近づいてくると、オリンピックの運営がスムーズに進むように、安全で、清潔で秩序ある都市環境を確保することは、重要な政治的義務である。しかし、多くの法律の専門家を憤慨させているのは、「労働を通しての再教育」（労働教養）をクリーンアップの取り組みの重要な手段として利用していること、およびその適用範囲が拡大しつつあることである。」—呂明和[りよめいわ、Lu Minghe：音訳]、中国人の作家、ジャーナリスト<sup>25</sup>

「表現、結社、信教の自由の平和的な行使に対する制裁として自由を奪うこと、またそれに加えて、被収容者に罪を認めさせ、意志を曲げさせ人格を改造する目的で、強制や侮辱や処罰を用いて再教育することは、非人道的あるいは品位を傷つける取り扱いまたは処罰である。このようなことは、人権意識の上に成り立つ民主主義社会の核となる価値観に反することである。」拷問に関する国連特別報告者<sup>26</sup>

中国における「労働を通しての再教育」（労働教養）は、国の内外から廃止を求める声が高いにもかかわらず、大規模な形で行なわれ続けている。アムネスティは、当局がオリンピックを口実に、北京の公共秩序を維持するという名目でこの制度を維持しているのではないかと懸念している。

刑法で処罰するほど重大ではないとされる軽微な犯罪に対する処罰として、全国で数十万人の人びとが労働教養の施設に収容されていると考えられる。労働教養の収容期間は1年から3年（1年間の延長の可能性がある）で、期間を決定するのは警察である。起訴も裁判も再審もない。中国の司法改革論者は、これが正式な刑法によって言い渡される最も軽い刑罰よりも重いと指摘し、警察がこのような処罰を自由に決めることができることを深刻に懸念している。さらにアムネスティは、労働教養の施設に収容されている人びとが拷問や虐待を受ける危険性が高いことも懸念している。被収容者が自らの「不法」行為を認めなかったり、思想を変えなかったり、「矯正」に抵抗したりした場合はなおさらである。

最近のケースでは、法輪功のメンバーであるト東偉 [ぼくとうい、Bu Dongwei]（ディビッド・ブーとして知られている）が、自宅で法輪功の文書が警察によって発見され、「国の法律にさからい社会秩序を乱した」として、2006年6月19日に北京において2年半の労働教養

<sup>25</sup> 「都市のイメージアップと自由の擁護：困難な選択」『財經雑誌』、第159号、2006年5月15日

<sup>26</sup> 2005年11月の中国訪問に関する報告書、前掲（概要）

を言い渡された。当局は家族に収容場所を知らせるのを拒否したと伝えられている。ト東偉は、**2004年5月19日**に海淀 [かいてん、Haidian] 地区の自宅から警察に連行される前、北京にある米国の支援団体、アジア基金で働いていた。アムネスティは、ト東偉を良心の囚人であると考え、即時・無条件の釈放を求める<sup>27</sup>。

当局は、労働教養を「違法行為矯正法」(IBCL)という新しい法律に置き換えようと試みたが行き詰っている。この法律は、全国人民代表大会(国会)の法律委員会で草案段階のままになっているが、この草案は公開されていない。**2006年5月**、アムネスティは、この新しい法律が「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)などの国際人権基準に違反しているとした当局あての覚書を発表した。中国は ICCPR に署名し、近い将来批准するという意志を表明している<sup>28</sup>。アムネスティは、この法律は労働教養に比べていくつかの点で改善されているが、まだ非常に重要な点で国際基準を満たしていないと結論した。特に、警察が持つ処罰の権限を独立した法廷に移譲していない点である。アムネスティは、当局が新しい法の導入を中止し、自由刑の適用が可能ならすべての犯罪を刑法に基づいて裁くよう勧告した。

ここ数カ月間、労働教養の改革や廃止に向けてさらなる動きがあったという証拠は何もない。中国で法輪功の運動が活発化し、**1999年**にその活動が禁止されてから、法輪功のメンバーが大量に拘禁された。以前の労働教養見直しの取り組みが行き詰まったのは、これが主な原因だと言われている。現在は、オリンピックまでに北京の状況を改善する必要があると考えられていることが、労働教養改革を妨げていることがわかる。

**2006年5月8日**、北京市当局は、オリンピックを前に市のイメージアップをはかるため、多様な「不法行為」を制限する手段として労働教養を利用すると決定した。この「不法行為」の中には、「非合法的な宣伝行為やビラ配り、無免許タクシー営業、無許可商売、浮浪、物乞い」などの悪質なケースも含まれる<sup>29</sup>。「悪質」とは、**3回以上**繰り返した場合とされているようである。中国の評論家は、都市の公共秩序問題に取り組むために労働教養のような「問題のある」手段を地方レベルで適用するのは**2003年半ば以降**初めてのことだと言う<sup>30</sup>。

**2003年8月**、行政拘禁の乱用である「拘禁と送還」(「収容遣送」Shourong Qiansong, C&R)が廃止された。廃止のきっかけとなったのは、広州の警察留置所で、移民労働者の孫志剛 [そ

---

<sup>27</sup> 詳しくはアムネスティ緊急行動(ASA 17/049/2006、2006年8月29日)を参照。

<sup>28</sup> 『中華人民共和国：「労働を通しての再教育」その他の懲罰的行政拘禁の形態を廃止する－市民のおよび政治的権利に関する国際規約と国内法を合致させるチャンス』2006年5月(AI Index: ASA 17/016/2006)

<sup>29</sup> 「都市のイメージアップと自由の擁護：困難な選択」及び「背景：北京のクリーンアップに労働教養を利用」『財經雑誌』、第159号、2006年5月15日

<sup>30</sup> 同上。

んしごう、Sun Zhigang] が惨殺されたことに人びとが激しく抗議したことであった。「収容遣送」は、都市において住居が不確定の浮浪者などを対象としていた。アムネスティは、収容遣送は労働教養と同様に、法廷審理なしで警察によって気まぐれに適用され、収容施設では拷問や虐待が頻繁に報告されていたとして、この制度の廃止を歓迎した。アムネスティは、中国当局が 2008 年のオリンピックへ向けた街のクリーンアップを口実に、収容遣送の代わりに労働教養を利用しようとしているようであると深く懸念している。

またアムネスティは、中国の警察によって科される懲罰的行政拘禁が他にも 2 つあることを懸念している。1 つは「拘禁と教育」（「収容教育」 shourong jiaoyu）で、申し立てられた売春婦と客を、6 カ月から最長で 2 年間行政拘禁する。もう 1 つは「薬物中毒の強制治療」（「強制戒毒」 qiangzhi jiedu）で、警察は申し立てられた薬物中毒者に対して 3 カ月から 6 カ月間の拘禁を科することができる。

オリンピック準備期間に人権状況を改善するという約束や、ICCPR を批准するという宣言を守って、起訴も裁判も再審もなしに科されるすべての形態の懲罰的行政拘禁を即時廃止することをアムネスティは中国当局に対して求める。

#### 人権擁護活動家に対する恣意的拘禁、拷問および嫌がらせ

中国の人権擁護活動家は、オリンピックや主催地の北京に直接関連する現在も続く人権侵害に関心を集めようとしているが、厳しい障害に直面している。中国当局は、人権擁護活動家らの表現、団結、集会の自由の権利を侵害され、彼らの収容や拘留に頻繁に適用される刑法の条項を改正や廃止する措置をとっていない<sup>31</sup>。

他国と同様に中国でも、被告弁護士・法律アドバイザー・人権侵害を報道するジャーナリストや報告者は重要な役割を担っており、現在起きている人権侵害に関心を集め被害者に対する賠償を勝ち取っている。人権擁護活動家の平和的な活動を阻止または妨害する試みは、国連の人権擁護活動家宣言<sup>32</sup>と、オリンピック開催地に北京が選ばれたことで中国の当局者が公約したことに違反している。

北京では強制立ち退きの報告が相次いでいる。例えば、2006年1月、ある10世帯の家族

---

<sup>31</sup> 刑法 102, 103, 105, 106, 107, 110, 111 条。詳細な情報は Amnesty International People's Republic of China: Human Rights Defenders at risk, December 2004 (AI Index: ASA 17/045/2004) を参照のこと。前掲の拷問に関する国連特別報告者による報告 para. 34 も参照。

<sup>32</sup> この宣言の正式名称は： Declaration on the Right and Responsibility of Individuals, Groups and Organs of Society to Promote and Protect Universally Recognized Human Rights and Fundamental Freedoms, UN General Assembly Resolution 53/144 (Distr. GENERAL A/RES/53/144, 8 March 1999. For further information see ASA 17/045/2004, op cit.

が、土地買収に際しての自治体による補償額が不十分であるとして、中国中央テレビ（このテレビ局が2008年オリンピックを放送する）のための新しい立地に隣接している住居から立ち退くことを拒否した。建物に貼られた抗議スローガンは「我々を騙すな！そしていじめるな！」や「人権を！」そして「違法な取り壊しだ！」などであったという<sup>33</sup>。北京の歴史的な前門地区の住民もまた、取り壊しと再開発に伴って提示された補償額の低さに苦情を申し立てている。報道によれば、ある住人（匿名）は「中国にとってオリンピックはいいことだ。これほどの国際的なイベントを行うことは、私達が能力、強さ、そして豊かさを持っていることを表すから。ただ、このことで一般市民が痛めつけられるとか、または人々の住む場所が奪われるとか、その理由としてオリンピックが利用されるべきではない」と述べている<sup>34</sup>。またある住人（YU という）は「我々、一般市民はオリンピックによって大きな煽りを受けているし、生活は混乱してしまっている。これが私たちの感じていることではあるけど、大きな声では言えない」と述べている<sup>35</sup>。

オリンピックに向けた準備における建設事業のために、強制立ち退きさせられたとされる被害者と共に、葉国柱 [ようこくちゅう、**Ye Guozhu**] は北京においてデモ行進を組織するため許可を求めたが、後に収容されてしまった。この件についてアムネスティは深刻な懸念を示してきた<sup>36</sup>。葉国柱は2004年12月18日に北京市第二中級人民法院に「争いを刺激し、問題を煽動した」として4年の懲役刑を宣告され、潮白 [ちょうはく、**Chaobai**] 監獄にいる。葉国柱を、表現、結社、そして集会の自由の権利を侵害されたことのみで拘留されている良心の囚人とアムネスティは考えており、即座かつ無条件で彼を釈放するよう継続的に中国政府を要求している。

拘留中に葉国柱が拷問を受けていた事実が最近明らかとなった。アムネスティに寄せられた信頼できる報告によると、刑務所に収監される前、北京の東城拘置所で警察によって天井から両腕で吊るされ、幾度も殴打され、深刻な背中痛みとなった。彼は 2005 年後半の 4 ヶ月間、別の清園 [せいえん、**Qingyuan**] 監獄に収容されていたときも拷問を受けたという。明らかに、この収容は彼が“罪”を認めることを拒んだためであった。この拷問は、電気ショック棒による殴打、一日中、長時間にわたり硬い椅子に背筋を伸ばして座るよう強制されたこと、手錠と足鎖—この足鎖は彼の足首の腫れの原因となった—を装着するよう強制されたことも含まれる。彼に対する処遇は、潮白監獄で改善されたように思われたが、以前から患っていた、高血圧、心臓疾患、脳血栓などの疾病に苦しんでいる。報告によると彼は同様に、以前の拷問と虐待による背中と足首の痛みにも苦しんでいる。拘置所は、彼に高血圧の基本的な薬を与えたのみで、他の疾患と傷害については治療しないまま放置した。

---

<sup>33</sup> 「人格形成」、2006年7月27日、『サウス・チャイナ・モーニング・ポスト』 [中国名：南華早報] により発行された共同通信写真参照（共同通信写真/グレッグ・ベイカー）。

<sup>34</sup> 「消え行く胡同(hu-tong)、主要地を空けるために瓦礫と化す」、(2006年8月12日月曜日付) ストリーツタイムズウェブサイト、BBC

<sup>35</sup> 同著参照

<sup>36</sup> 前掲、ASA17/045/2004参照

他の活動家も同様に、北京のオリンピック関連施設の建設に伴う強制的立ち退きにあった。1989年の天安門での弾圧で治安部隊により狙撃され、片脚を切断した斉志勇 [せいしゆう、Qi Zhiyong] はこの障害のために企業から強制的に解雇をされた後、生計をどうにかたてるために北京で小さな店を始めた。しかし、彼は、明らかにオリンピック関連する施設建設のため、この店を強制的に何度も移転させられてきた。今年初め、当局は彼の貿易ライセンスを取り消し、彼を51日間拘禁した。これは、他の活動家とその弁護士が殴打されたことを注意を喚起しようと2006年2月に‘ハンガーストライキ’の抗議に参加した後である。明らかにこの活動が原因で、斉氏の妻も解雇された。扶養しなければならない8歳の娘がおり、長引く彼の障害治療による高額な医療費請求もあり、斉志勇と妻は借金なしでは暮らせない<sup>37</sup>。

他の都市での強制立ち退きの被害者への正義を勝ち取ることを求めている人びとも同様に、拘禁され嫌がらせを受けている。上海で建設のため強制的に家を迫われた人びとの弁護士、鄭恩寵 [ていおんちょう、Zheng Enchong] は、2006年6月5日に拘置所からの釈放後も、嫌がらせと脅迫を受け続けている<sup>38</sup>。彼は、6月と7月の間、4回にわたって警察が彼のコンピュータで発見した強制的立ち退きについての情報を含む彼の弁護士としての仕事に関連したことで、警察により勾留された。彼がこの問題についての仕事を続けるのならば、彼の身の安全は危険にされるであろう、と警察と役人から警告されたという。彼の家族も同様に、彼の状況についてメディアに話さないよう、警告を受けていた<sup>39</sup>。

他の地域でも被告側弁護人はひどい人権侵害に最近悩まされている。盲人に対する人権活動家であり、法律アドバイザーでもある陳光誠 [ちんこうせい、Chen Guangcheng] は、2006年8月18日に“公共物損壊や交通妨害のための集会”に対して裁判をした。その裁判の進行中、彼の支持者が裁判所に近づけないよう地元の警察は裁判所一帯300メートルを閉鎖した。陳の兄弟3人のみがその裁判に出席することを許されたが、彼の妻の袁偉静 [えんいせい、Yuan Weijing] は家で10人の警察官に見張られ出席することを禁止された。陳の弁護人も出席を認められず、陳は他の裁判所から任命された2人の弁護士が代理人となった。裁判はその日に終了し、評決は2006年8月24日に発表された。陳は有罪となり、4年3ヶ月の懲役刑となった。彼の弁護士(自選)は控訴すると断言した。

陳光誠の裁判は2005年の9月から恣意的な勾留が続き、その間彼は山東省臨沂 [りんぎ、

---

<sup>37</sup> より詳細については、*China :Justice Denied For those Disabled In 1989 Tiananmen Crackdown* 2006年6月 (AI Index ASA 17/031/2006) とアムネスティ・インターナショナルの斉志勇へのインタビュー [http://web.amnesty.org/pages/chn-020606-interview\\_qi\\_zhiyong-eng](http://web.amnesty.org/pages/chn-020606-interview_qi_zhiyong-eng)を参照。

<sup>38</sup> 鄭恩寵は‘国家機密’を盗み、それらを‘中国国外の組織、国家等’に渡したことにより、3年の実刑判決を受けた。アムネスティ・インターナショナルは鄭恩寵を、ただ彼の弁護士としての合法的な仕事によってのみ投獄された、良心の囚人であるとみなしている。

<sup>39</sup> アムネスティ・インターナショナル緊急アクション AI Index:ASA 17/041/2006 2006年8月3日を参照

Linyi] 市にある家で拘束され、地元の警察により暴力を受けた。勾留前、陳は臨沂の多くの女性が影響を受けた出産制限のための不妊と中絶のキャンペーンを行っていた地元当局に反対する裁判の手伝いをしていた。陳光誠の家族と彼の弁護人も暴力や嫌がらせ、脅迫などを受けていた。

陳光誠の起訴は、彼の人権擁護活動家としての平和的かつ合法的な活動（当局への訴訟など）を妨害しようとする政治的動機にもとづいたものであるとアムネスティは考える。アムネスティは彼を良心の囚人とみなし、即時無条件の釈放を呼びかけている<sup>40</sup>。

より広範には、2006年5月、中華全国律師協会（公的な組織：All China Lawyers Association (ACLA)）が最近発表した“集団訴訟を扱う弁護士に関する指導意見”は、地方自治体の役人やさまざまな不正に関係する人びと（土地搾取、強制立ち退きなどの人権侵害）に対し訴訟を提起した被害者団体の弁護士への公的な規制を強めることになり、アムネスティは懸念している<sup>41</sup>。この指導意見では弁護士が集団訴訟事件を扱った場合はすぐに「支援や監督、指導（「支持 指導 和 監督」 *zhichi, zhidao he jian du*）」のためにACLAに報告しなければならないとしている。また、行政当局に対する大量の署名に積極的に関与しないよう弁護士に警告しており、海外の団体やメディアとの接触では「慎重なアプローチ（「慎重对待」 *shenzhong duida*）」をとるよう忠告している。

さらに、今年初めには公安部が「2005年は抗議行動やデモ、他の「公序妨害」の参加者数は8万7千人（2004年は7万4千人）にのぼった」と公式に発表した<sup>42</sup>。ACLAの指導意見は紛争解決に弁護士が役立っていると公的に認めている一方、この規制の実質的な効果は独立している個々の弁護士や法律事務所の能力を損なうであろうことをアムネスティは懸念する。地方で人権侵害の被害者の代理人となる弁護士を思いとどまらせ、被害者に効果的な弁護ができる能力を妨害しようとしているかのようである。

より広い代理権限（警察に勾留された依頼人への即時に確実かつ自由にアクセスできることを含む）を弁護士に与えるようACLAが進める最近の動きとこの規制とは矛盾しているように見える。ACLAは全国人民代表大会に刑事訴訟法（CPL）改正法案を2006年7月に提出した<sup>43</sup>。現行の刑事訴訟法では、裁判前の取調べの段階での弁護士へのアクセスはすべての容疑者に保障されておらず、検察側の指示で厳密なものとなっている<sup>44</sup>。実際、ほとんどの勾留者には取り調

---

<sup>40</sup>陳光誠のケースについてはアムネスティで緊急行動要請などでアップデートしている (AI Index: ASA 17/037/2005, ASA 17/040/2005, ASA 17/018/2006, ASA 17/026/2006)。また次も参照のこと：Amnesty International, China: Chen Guangcheng is a prisoner of conscience, 24 August 2006 (AI Index: ASA 17/048/2006)。

<sup>41</sup> All China Lawyers' Association Guiding Opinion on Lawyers' Handling of Mass Cases (中华全国律师协会关于律师办理群体性案件指导意见), available in Chinese at: <http://www.acla.org.cn/pages/2006-5-15/s34852.html>

<sup>42</sup> "China reports rise in public order disturbances", ロイター通信, 19 January 2006.

<sup>43</sup> "Lawyers seek reform of criminal law," South China Morning Post, 20 July 2006.

<sup>44</sup> CPL96条では容疑者は「取調べ機関による」第一回取り調べ後に、または容疑者が拘禁の状態あるい

べ段階で法的代理人がおらず、拷問や虐待に受けやすい状況におかれる。著名な弁護士のモシャオピン（多くの反体制活動家や人権活動家を弁護した）によると、刑事容疑者のうち30%のみに弁護士がおり、ある地域ではそれが10パーセントにも下がるという<sup>45</sup>。刑事訴訟法改正は全人代（NPC）の法律審議事項となっているが、進捗状況は遅れており、正式にはどのような改正となるか不明なままである。

ICCPR を含む国際人権基準に従い、弁護士が勾留されている依頼者に即時かつ定期的にアクセスすることを保証する確実な措置をとるようアムネスティは当局に要請する。当局は被告側弁護人が適切な弁護を依頼人に提供する能力を制限するあらゆる法律・規則・政策を改正するべきである。

### 完全なる報道の自由

2001年7月13日付けチャイナデイリー紙によると、北京五輪招致委員会の王偉事務局長は次のように語った。「中国は我が国を訪れるマスコミに対して完全なる報道の自由を与える。（以下中略）。我々は、オリンピックが中国で開かれれば経済の発展だけでなく、教育、保健、人権など、全ての面での社会状況が向上するということを確信している。」

Century China の閉鎖に関して、2006年8月2日に発行された「100名の知識人達による抗議文」<sup>33</sup>は以下のように記している。「Century China（ウェブサイト）の閉鎖は中国政府が人民の自由を抑圧しているという新たな事例である。従って、我々は政府が乱用する権力に対して集束し、断固として抗議しなければならない。」

2006年8月7日には、国際オリンピック委員会（IOC）が、「五輪ファンのお気に入り情報へのアクセスが容易になるよう」装い新たにした五輪のウェブサイト（[www.olympic.org](http://www.olympic.org)）を発表し、「北京五輪まであと2年」と祝った<sup>34</sup>。同ウェブサイトへのアクセスが中国で可能になることは間違いない。しかし、アムネスティ、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、及びヒューマン・ライツ・イン・チャイナなどの多くの国際団体のウェブサイトは中国当局によって未

---

は法律による制限が課された（「強制措置」）日から「法的助言を得る、または陳情や申立てを代理で行なうため弁護士を指名することができる」としている。「国家機密に関与」したケースには弁護士へのアクセスに特別な制限がある。このようなケースでは、容疑者が弁護士を指名する、または弁護士と依頼者が面会する前に取り調べ機関の事前承認が必要となる。あいまいかつあらゆる定義ができる「国家機密」のため、この条文により法的代理人へのアクセスができないように適用されることが多い。

<sup>45</sup> South China Morning Post, 20 July 2006, 同上

<sup>33</sup> 以下を参照 <http://www.rsf.org/IMG/html/ccintellectualappeal-en.html>

<sup>34</sup> 「新たな装いのウェブサイト [www.olympic.org](http://www.olympic.org) 2008年北京オリンピックまであと2年を祝う」2006年8月7日 *International Olympic Committee Press* リリース参照。

だ閲覧不可のままとなっている。

中国において、ジャーナリスト個人、新聞社、およびウェブサイトに対する弾圧は去年から続いている。この事態から、中国が確約している北京五輪期間中の「完全なる報道の自由」に深刻な疑念が湧いている。最近では、同様な懸念が中国の外国人記者クラブ（FCCC）の間でも上がっている。中国の外国人記者クラブが2006年8月7日に発行した調査によると、過去2年間のうち、中国警察当局が外国人ジャーナリストを拘束した回数は少なくとも38回に及ぶという。拘束されたジャーナリストのほとんどは環境問題への抗議、土地問題の争議、およびHIV/AIDSの被害者の状況に関して記事を書いていたという<sup>35</sup>。

2008年北京五輪組織委員会（BOCOG）の蔣効愚執行副会長は、「現存の規則や慣行がオリンピックの規範や我々が約束したものと衝突が生じる場合、[組織委は]国際五輪委員会の要件およびオリンピック大会の慣行に従うように修正を図る」と最近声明し、中国の対応の仕方に修正の必要性を認めたように思われる。しかしながら、同副会長は「全ての報道者は中国の法律に従わなければならない<sup>36</sup>」と付け加えた。2日後には、BOCOGの劉淇会長が、中国はオリンピックの外国報道促進の規約を来年発効すると発表した<sup>37</sup>。

上述したように、中国の法律や政策は多くの側面で表現の自由の権利などといった国際人権基準と相反する。犯罪法により幅広く曖昧に定められている国家機密罪や国家政権転覆罪を理由に、ジャーナリストや編集者、およびインターネット利用者は恣意的に拘束されたり、起訴され続けている。一般的に、外国人ジャーナリストは短期間拘束されてから追放される可能性がある一方、中国人ジャーナリストや作家の場合、当局が機密扱いと見なす問題の報道をすると、より厳罰な対処をしばし受けることになる。下記はそのような例である。

- 作家兼ジャーナリストである黄金秋氏（ペンネーム：清水君）は江蘇省南京市付近の浦口監獄で“国家政権転覆”の罪にて12年の刑に服している。黄氏は2003年9月に逮捕された。逮捕されてから1年後には、中華愛国民主党の設立計画など政治的論文をインターネットに掲載した関連で有罪判決を受けた。同氏は控訴をしたが、控訴の判決はやはり有罪だった。黄氏が有罪判決に対して訴訟手続きを再度試みてから、同氏は2004年後半に刑務所内で殴られ、睡眠の剥奪を受けたと伝えられている。
- 「ジャーナリストは如何にして1989年民主化運動弾圧 [=天安門事件] 15周年記念に対応すべきか」といった中共中央宣伝部による声明書の要約文をメールで送信した罪で、ジャーナリストの師濤 [しとう] 氏は10年の禁固刑に服している。同氏は、2004年11

---

<sup>35</sup> 以下参照：「拡大する外国人ジャーナリストの拘束は中国を2008年オリンピックのホスト国として準備できていないことを表わす」2006年8月7日FCCC Press リリース。

<sup>36</sup> 「中国のオリンピック事務局は報道の自由を確約した」2006年8月8日Xinhua参照。

<sup>37</sup> 「中国は2008年オリンピックの外国報道機関に対する規約を発行」2006年8月10日Xinhua参照。

月 24 日に山西省の太原で自宅軟禁され、後に国家機密漏洩法違反の罪で告発された。師濤氏は 2005 年の 4 月に湖南省の長沙中級人民法院で判決を受け、2005 年 6 月に控訴をしたが、訴えは却下された。師濤氏は沅江市赤山刑務所に収監され、宝石加工の強制労働を課されたという。そして、加工にまつわった粉塵により、呼吸障害および皮膚炎を患ったらしい。師濤氏が告発された理由は、インターネット会社のヤフーが中国当局に提示した情報に一部基づいている。

- フリーランスの作家、楊同彦氏（ペンネーム楊天水）は 2006 年 5 月に国家政権転覆罪で 12 年の禁固刑を申し渡された。判決の理由は、中国の政治および民主改革を支援する同氏の執筆物に基づいている。また、収監されている反体制活動家やその家族に海外から受け取った資金を渡していたこと、また禁じられている中国民主党支部の設立を計画したかどで告発されている。楊氏は 1989 年の民主化運動の弾圧を非難し、反体制政党を組織する計画をしたという容疑で 10 年の禁固刑に服した経験があるとされている。

アムネスティは上記 3 氏を表現の自由や結社の自由といった基本的人権を行使したという理由だけで勾留された良心囚とみなす。同 3 氏は即座に無条件で解放されるべきである。

昨年を通し中国政府当局は、新聞、雑誌やウェブサイトを含むメディアの表現手段に対してのコントロールを強化してきた。中国国内外でかなりの懸念を引き起こした 1 つのケースに、中国青年報の人気付録紙「氷点」 (*Bingdian*) が、1900 年の義和団の乱を含む歴史上の出来事に対するこれまでの公的解釈を批評する論文を掲載したことを受けて、一時停刊となり、また編集者が解雇されたことがあった。2006 年 1 月 24 日から 5 週間、氷点は停刊となり、その編集長、李大同 [りだいどう、Li Datong] と副編集長、盧躍鋼 [ろやくごう、Lu Yuegang] が解雇されるまで復刊されなかった。

李大同は、2006 年 8 月初旬に、中国でのインターネットの検閲停止を求める公開書簡を発行した中国の学者、作家そして弁護士 103 人からなるグループに属していた。これは、知的交流のためのオンライン・フォーラム 8 つをホストしていた人気ウェブサイト、*Century China*、の正式な閉鎖がこの発端となり、中国国内外の多くの著名な知識人の関心を集めることとなった。その閉鎖の直前に書かれた手紙で、ウェブサイトの編集者は次のように記している：

「その設立以来、私達のウェブサイトは、理性と言論の自由が支配するサイバー・ワールドを建設することを目的としてきた。6 年の間、私達はこのゴールに到達しようと多大な努力をしてきた、何故ならば、私達はそのような公共の場は、平等性、自由、理性そして現代社会に大切な要素を発展させるためには有益であり、中国の学問的前進と文化的発展を促進するために自分たちの役割を担うことができるので

はないかと信じるからである。<sup>38)</sup>

伝えられるところによれば、同ウェブサイトは、不法にニュース情報を提供しインターネット規定に違反していると警告する通知を、当局から2006年7月25日に受けた後に強制的に閉鎖させられた<sup>39)</sup>。2005年9月25日に国务院と信息产业部によって導入された規定のうちの一つは、オンラインのニュース・プロバイダーをターゲットにし、「社会主義のためにつくし、公共の意見を正しく導く」ことを要求している<sup>40)</sup>。

*Century China* は、去年閉鎖された数多くのウェブサイトの1つに過ぎないと言われている。最近の他例は、共産党の選挙手続きに関しての世論調査を行った後2006年8月に閉鎖された *China Consultation Net* や、中国本土におけるオンライン百科事典 *Wikipedia* の同等物と見なされる *Ewiki*、そしてチベットのライター *Woesser* によるブログ、どうも彼女がダライ・ラマの写真をブログ内で掲載したためのものである。

アムネスティは、中国のインターネットの検閲体制における海外のインターネット会社の関与に関しての懸念を深く持ち続けている。2006年7月、アムネスティは、中国でのインターネット制限において、*Yahoo!*、*Microsoft* および *Google* の役割についての調査レポートを発行した<sup>41)</sup>。これらの3社はそれぞれ異なる方法で、中国政府の検閲の実行を促進・参加している：

- **Microsoft** は、北京に拠点を置くニューヨーク・タイムズ紙のリサーチャー、趙京 [ちょうきょう、*Zhao Jing*] のブログを、2005年12月30日中国政府の要求により閉鎖した。テストの結果、中国でのMSNスペースのユーザーが「人権」、「法輪功」または「チベット独立」といったような言葉を、自分たちのアカウントネームもしくはブログ・タイトルに使用することを **Microsoft** が禁止していることが分かった。
- **Google** は2006年1月に、中国外に拠点を置いた、既存のサーチエンジンに代わる自己検閲サーチエンジン‘*www.google.cn*’の開始を発表した<sup>42)</sup>。

<sup>38)</sup> 「100名の知識人達による抗議文」からの引用。

<sup>39)</sup> 2006年8月3日付け*South China Morning Post* 紙 「ウェブサイトの閉鎖に対する知識人達のキャンペーン」参照。

<sup>40)</sup> 「2005年9月25日「インターネット・ニュースおよび情報サービス運営における規則」 (*互联网新闻信息服务管理规定*), 25 September 2005.

<sup>41)</sup> アムネスティ・インターナショナル：「中国における表現の自由の侵害: *Yahoo!*, *Microsoft* および *Google* の役割」 2006年7月 (AI Index: POL 30/026/2006)

<sup>42)</sup> 検閲されていないものも以前と変わらず未だ全ての中国のインターネット・ユーザーがアクセス可

- 中国政府の「中国インターネット産業のための自制公約」に、**Yahoo!**は自主的に調印した、これによって **Yahoo!**は、正式にインターネット検閲に提携している<sup>43</sup>。**Yahoo!**はまた、表現の自由の権利に違反して、国家機密罪もしくは国家転覆罪の疑いで、少なくとも中国人インターネット・ユーザー4人の有罪判決を確実にする情報を中国当局に提供した。そのうちの一人、施濤（上記）は **Yahoo!**のメールアドレスを使用して海外に情報を送っていた。**Yahoo!**は、後に彼の裁判で証拠として使用されたアカウント保持者の情報を政府当局に渡し、施濤は10年の刑が言い渡される結果となった。ごく最近では、政治的記事をインターネットに投稿し、禁止されている中国民主党に（オンラインで）参加しようとしていたことに関連した国家転覆罪のために、2003年に8年の禁固刑を言い渡された李志 [りし、**Li Zhi**] の有罪判決を確実にする助けとなった情報を、**Yahoo!**が政府当局に提供していたということが発覚した<sup>44</sup>。

アムネスティは、**Microsoft, Google, Yahoo!**など中国で運営しているインターネット会社に対し、継続的な表現の自由の制限に対し、又さらなる人権の乱用を防ぐために具体的な提言を行った。提言には、中国憲法および国際人権基準にある表現の自由を保証するため公的に取り組む；平和的かつ合法的表現の自由に対しての運動を行ったのみで投獄されている人びとの釈放を呼びかける；中国政府が検閲する語句、およびそれらがどのように選ばれるかということも含めて、中国の検閲過程に関し透明性を確保する；人権を侵害する国家の命令に従う前にあらゆる司法救済と要請を尽くす。

メディアの自由と中国のオリンピック開催の直接的な因果関係を考え、アムネスティは、表現の自由の権利を尊重し保護することにおいての中国政府の進歩状況の監視を継続する。アムネスティは、2008年8月の北京オリンピックの準備段階において、中国政府およびそれをサポートする会社両方に働きかけることによって、中国でのインターネットの自由化に対してのキャンペーンを行う。

---

能ではあるが、ユーザーは、かなりの検閲を行い検索プロセスを減速させる中国の「ファイヤーウォール」を検索の際に通過しなければならない。軽減事由として、**Google**は情報が検閲されている時には、ユーザーにその告知を提供していたこと、また、プライバシーや機密情報のセキュリティーに対するユーザーの期待を守ることができると会社が確信を持てるまでは、**gmail**もしくは、個人情報や機密情報を保持する他のサービスは展開しないことに決定したことを強調している。

<sup>43</sup> この公約についてさらに情報を求める場合は、*中華人民共和国：中国における国家のインターネット規制、2002年11月*(AI Index: ASA 17/007/2002)を参照。

<sup>44</sup> **Yahoo!**が国家に対して情報を提供した他の2つのケースは、姜力鈞 [きょうりききん、**Jiang Lijun**] および王小寧 [おうしょうねい、**Wang Xiaoning**] のケースである。さらなる情報は、人権ウォッチ：核心へのレース：中国のインターネット検閲における企業共犯、2006年8月Volume 18, No.8 (C)。

アムネスティ・インターナショナルには、中国国内での人権に対しより広範におよんだ懸念があるものの、中国でのオリンピック開催とその首都に住む市民の生活との直接関与を考慮しつつ、これらの特定のエリアにおいて向こう2年間中国政府の進歩状況を常にモニターしていく。

アムネスティは、国際オリンピック協会（IOC）とより広範なオリンピック活動団体に対し、アムネスティの世界のメンバーと協力することを求め、また中国国内の人権活動家と連帯して、2008年8月の前に中国での具体的かつ建設的な人権の改正に対して働きかけるように求めている。

## 中国政府当局への提言

2008年8月開催のオリンピックに向けての準備期間における人権の改善促進への公約と合致したかたちで、アムネスティは中国政府当局に以下の領域においての具体的な改革を導入することを要求する：

### 死刑

中国における死刑の完全廃止に向けた措置として、死刑の適用を著しく減少させるための以下の措置を適切に講じる：

- 死刑に関連する裁判の質を向上させ、中国で下された死刑判決全てについて最高人民法院による再審の制度を復活させることで、死刑執行の件数を削減すること。
- 例えば経済犯罪・麻薬違法行為のような非暴力的な犯罪を死刑の適用範囲から除外することで、中国における死刑が適用される犯罪数を削減すること。
- 死刑判決を受けた、死刑執行された囚人の総数に関する政府年次統計を公表することで、透明性を高めること。

### 公正な裁判、拷問、行政拘禁

中国における拘禁の全ての形態が国際人権法と国際人権基準と合致するよう、具体的な措置をとる。このことは、公正な裁判への権利を支持し、また、拷問の防止のための以下の措置を含む：

- 拘禁に関する決定がもはや警察の管轄のみにあるのではないことを確保し、‘労働矯正’ ‘強制的な麻薬からのリハビリテーション（強制戒毒）’ ‘拘留と教育（收容教育）’ とを廃止すること。

## 人権擁護活動家の保護

人権擁護活動家についての国連宣言と合致して、人権擁護活動家が自由に平和的な活動が行えることを確保すること。改革は以下のものを含まなくてはならない。

- 中国内の人権擁護活動家に独立した国際人権監視団へのアクセスと支援を確保すること。
- しばしば人権擁護活動家をターゲットとして用いられる、刑法の条文上不明確な条項の具体的な改正やその廃止。これは、‘国家の安全を危機にさらすこと’ ‘政権の転覆’ ‘外国への国家機密漏洩’ を含む。
- 平和的報道活動によって勾留もしくは収監された、全てのジャーナリストの釈放、及び、外国もしくは国内外のジャーナリストが、検閲なしに合法的に社会的関心事項についての問題を報道することができることを確保するための保護制度を導入すること。
- 1989年の民主主義運動への弾圧 [=天安門事件] について公式な調査を要求した、平和的な活動家に対する嫌がらせ、恣意的な拘禁、収監、そしてその他の虐待を終わらせること。又、彼らが犠牲者への追悼式典に参加できるように保障すること。
- オリンピック関連の建設プロジェクトの結果として起きたものを含む強制的立ち退きに、平和的に抗議したことによって勾留、収監された全ての者を釈放すること。また、このような活動家たちのさらなる恣意的拘禁、もしくはハラスメントを防止すること。
- 被疑者弁護士が、警察の拘置所にいる彼らの依頼者に迅速かつ定期的なアクセスをもつこと、また、この行為によって彼ら自身が人権侵害の危険にさらされることのないことを確保するための措置をとること。

## インターネットの自由

表現の自由と情報公開の基本的人権の侵害となる、中国国内における全てのインターネットの検閲を終わらせること。このことは以下のものを含む：

- 自由で合法的なオンライン情報の流れを制約することを目的とする全ての法律と規制を撤廃すること。
- 平和的なオンラインでの表現によって、または、インターネットから情報をダウンロードしたことによって、勾留・収監された人権擁護活動家とジャーナリストを含む全ての

者を釈放すること。

## 国際オリンピック委員会（IOC）とさらに広範なオリンピックムーブメントとに対する提言

アムネスティはIOCに、北京がオリンピック開催権を獲得したことの結果として中国において人権が発展するであろうとの期待と、アムネスティのような国際人権組織がこのような人権の発展を監視することを奨励していることを指摘した<sup>58</sup>。この公約に沿って、2008年8月までに改革することを確保するため、中国政府当局への影響力を行使するようアムネスティはIOCに要請している。特に、アムネスティはIOCとオリンピックムーブメントに、以下のことについて中国政府当局に対して圧力をかけるよう要請している：

- 本報告書で取り上げた個人も含む、全ての良心の囚人を釈放すること。
- 上述の勧告と合致して死刑の廃止に向けての努力を推進し、この努力のもとに計画をまとめること。
- オリンピックへの準備期間中に北京を‘クリーンアップ’するために‘労働による再教育’「労働教養」を用いる計画を取り下げ、その制度を完全に廃止すること。
- 国際人権組織に、彼らが中国の人権に関する発展をよりよく監視でき、また中国の当局関係者と人権擁護活動家と懸念のある問題について討議できるよう、拘束されない、研究目的の中国へのアクセスを確保すること。
- 中国における人権擁護者の保護を確保するため、法律改正を実施する。これは上記で詳述されたように、刑法の改正を含む。
- オンラインでの自由で合法的な情報の流れを制約することを目的とした、全ての法律と規制とを廃止する。

---

<sup>58</sup> 例として、2002年4月IOC総裁ジャック・ロゲは「・・・我々は、[中国において]オリンピックが人権記録を改善させると信じている。・・・我々IOCは中国政府に、人権記録をできる限り速やかに改善するよう促した。しかし、IOCは（このことについて）責任ある組織であり、もし治安、後方支援、もしくは人権が我々にとって満足のいく程度までに達しなかった場合には我々が行動するつもりだ。・・・私は既に、アムネスティ・インターナショナルとの協議後、人権を監視するには我々にはない専門的な対策委員会（特別の問題を分析、調査するために編成された専門家の集団）と専門性を持った人材とが必要とされるので、人権を監視するのは我々の役割ではないということを明確に述べている。また、アムネスティ、ヒューマンライツウォッチと密接なコンタクトをもち、彼らは我々に報告し、どのように彼らが感じたのかを我々に伝えることであろう。」と述べた。BBCの番組“ハードトーク”、2002年4月23日。

## 中国において投資し利害のあるインターネット企業への提言

「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任に関する規範」に沿って、アムネスティは、中国に利害を持つ **Yahoo! Microsoft, Google**, その他のインターネット企業に、現在進行中の表現の自由の制限について取り組むように、また、さらなる人権侵害を引き起こす要因を回避するよう以下を要請する：

- 上記のようなインターネットの使用により勾留、収監された人びとの釈放を議員に働きかけるため、企業の中国政府当局への影響力を用いること。
- 中国憲法および国際人権基準のもとでの表現の自由の保障を尊重することを公に誓約すること。
- 中国のインターネットで、どのような語句が検閲され、その語句がどのように選ばれるかについて公表することを含む、検閲過程についての完全な透明性を確保すること。
- 人権を侵害する国家指針に従う前に、中国国内および国際的にあらゆる司法救済と要請を尽すこと。